

※この法令は廃止されています。
平成九年厚生省令第五十二号

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に
関する知識の普及及び啓発に関する法律附

ア イヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成九年法律第五十二号）附則第三条第二項及び第三項の規定に基づき、並びに同条の規定を実施するため、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律附則第三条第二項に規定する北海道旧土人共有財産に係る公告等に関する省令を次のように定める。

第一条
アイ

(共有財産の返還請求)

第二条 法附則第三条第三項の規定による共有財産の返還の請求は、別記様式第一の北海道旧土人共有財産返還請求書に、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一 収還請求者の戸籍抄本又は住民票の写し

二 収還請求者の印鑑証明書

三 共有財産の共有者であることを明らかにする書類

(返還時の手続)

第三条 北海道知事は、法附則第二条第二項から第四項までの規定の定めるところにより共有財産を返還するときは、別記様式第二の受領書と引換えに返還するものとする。

第三条 北海道知事は、法附則第三条第二項から第四項までの規定の定めるところにより共に有財産を返還するときは、別記様式第二の受領書と引換えに返還するものとする。

2 (北海道旧土人保護法施行規則の廃止)
北海道旧土人保護法施行規則(明治三十二年
内務省令第五号)は、廃止する。

1 〔旅行期日〕
この省令は、内閣法の一部を改正する法律
(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平
成十三年一月六日)から施行する。

注意事項

- 「向」は、第二条後二号の印鑑証明書と同一の府印を押印すること。
- 「申請に係る所有財産」欄については、官署公告に基づいて記載すること。
- 申請者は、申請欄には記載しないこと。
- 用紙の大きさは、日本文書規格A4とする。

受 取 書		年 月 日
北海道年次報		
地主を有する者 名 所 氏 名		
年 割 金 及 び 仕 手 類		
地 主 名 称	理 事 長 名 称	
地主の所有する不動産の状況		
地主の所有する建物の状況		
地主の所有する林木の状況		
地主の所有する農地の状況		
地主の所有する水路の状況		
地主の所有する其他の状況		
備 考 事 項		
1. 「是」は、第二条第1号の明確基準と同一の趣旨を有すること。		

注意事項

- 「印」は、第二条第二号の販路説明書と同一の印紙を押印すること。
- 「返送を受けた有病者数」欄のうち、官能公報における番号、病有別、割定に係る数量又は金額については官能公報に基づいて記載すること。
- 申請者は、申込欄には記載しないこと。
- 届紙の大きさは、日本工場規格A4¹をすること。